

## 令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人太養保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年1月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- (1) 理事会及び評議員会の運営について、法令及び内部規程に基づき適切に行うとともに、役員及び評議員の選任に瑕疵があるので、早急に是正手続を行うこと。
- (2) 以前に指摘した事項であって改善がなされていないものについては、早急に是正すること。
- (3) 事務処理全般について、文書による決裁手続を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条の規定による経過措置により、令和2年4月1日に評議員の員数を7人以上に増員すべきところ、令和3年6月30日の評議員改選までその員数が4人のままであった。</p> <p>については、評議員の増員を怠った原因を報告するとともに、令和2年4月1日から評議員の員数が7人となるまでの間に評議員会（同年6月30日開催の評議員会（決議省略）及び令和3年6月29日開催の評議員会（決議省略））で決議した事項について、その決議の有効性に疑義があるため、現評議員会においてその適否を審議の上、決議の追認その他必要な措置を講ずること。</p> <p>なお、現評議員は、評議員選任・解任委員会における選任の前提となる、理事会からの評議員候補者の推薦が適切に行われていないものと認められる（令和3年3月29日開催の理事会議事録において、評議員選定手続を理事長及び園長に委任したような記載がみられたが、定款上、評議員候補者の推薦は理事会が行うこととされていること、また、評議員候補者の推薦は重要な議決事項であることに鑑みれば、評議員選任手続を一部の理事に委任することは不相当である。）ことから、改めて現評議員の選任手続を行うこと。</p> <p>おって、令和3年6月29日開催の評議員会において役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任を行っているところ、前述のとおり、評</p>	<p>理事会を開催し指摘に沿った改善を行う。</p> <p>まずは評議員選任・解任委員会運営細則を理事会で承認し、評議員の選任をやり直すこととする。</p> <p>評議員選任・解任委員会運営細則については、令和3年度末の理事会で承認決議し、評議員の選任についてはその後速やかに評議員選任・解任委員会を開いて選任を行いたい。</p>

	<p>議員の員数が法定要件を満たしておらず、その選任決議の有効性に疑義があることから、正当に評議員会において役員を選任がされるまでの間は、従前の役員がなお役員としての権利義務を有するものであるので留意すること。</p> <p>(法第45条の6)(定款第6条)</p>	
2	<p>評議員選任・解任委員会について、定款では評議員選任・解任委員会運営細則を理事会で定めると規定されているが、定めていなかった。</p> <p>については、評議員選任・解任委員会運営細則を定めること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の口頭指摘をしているので、必ず改善すること。</p> <p>おって、同細則が定められていないことから、現任の評議員選任・解任委員の選定経緯及び任期が明らかでないため、同細則の制定後、改めて評議員選任・解任委員の選任を行うこと。</p> <p>(定款第6条)</p>	<p>理事会を開催し指摘に沿った改善を行う。</p> <p>まずは評議員選任・解任委員会運営細則を理事会で承認し、評議員の選任をやり直すこととする。</p> <p>評議員選任・解任委員会運営細則については、令和3年度末の理事会で承認決議し、評議員の選任についてはその後速やかに評議員選任・解任委員会を開いて選任を行いたい。</p>
3	<p>令和3年6月29日開催の理事会(決議の省略)は、決議の目的である事項についての提案につき監事に異議がないか確認できないことから、決議があったものと認められない。</p> <p>については、同理事会で決議した事項について、追認その他必要な措置を行うこと。</p> <p>なお、前述のとおり令和3年改選の役員は評議員会で有効に決議されていないことから、評議員会で改めて役員を選任手続を行った後に、理事会を開催すること。</p> <p>(法第45条の14第9項において準用する一般法人法第96条)</p> <p>また、同理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>役員を選任を行った後に、理事会にて追認の手続を取りたい。</p> <p>監事の選任についての同意の記録についても、役員選任手続の際に記録を残すようにする。</p>
4	<p>令和3年度における評議員及び役員を選任手続において、評議員候補者及び役員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員</p>	<p>欠格事由の確認及び反社会的勢力の者でないことの確認書類を整備する。</p>

	<p>と特殊の関係にある者が法の規定に違反しないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、十分な確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員及び役員の候補者本人から、誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項(法第44条第1項で準用する場合を含む。) (審査基準第3の1(5)、(6))</p>	
5	<p>決議の省略をした評議員会及び理事会の議事録において、決議のあったものとみなされた日の記載が各評議員及び各役員の提出した同意書と一致していなかった。</p> <p>については、決議の省略により評議員会又は理事会を開催する場合は、各評議員及び各役員から徴する同意書について、これらの者から提出した日付の記載を求めること。</p> <p>また、文書指摘事項3のとおり、理事会の決議の省略を行う場合は、決議事項の提案につき監事の異議がないことが前提であることから、監事から同提案につき異議がない旨の書面を徴すること。</p> <p>なお、決議があったものとみなされる日は、理事会にあっては理事の同意書及び監事の異議のない旨の書面が全て揃った日であり、評議員会にあっては評議員の同意書が全て揃った日であるので留意すること。</p> <p>おって、これらの手続は「決議の省略」であり、議事録中「書面決議」の文言が見られるが、書面決議は認められていないので留意すること。</p> <p>(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条、法第45条の19第9項において準用する一般法人法第96条) (規則第2条の15第4項第1号、第2条の17第4項第1号)</p>	指摘に沿った改善を行う。
6	<p>理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況についての報告(以下「業務執行報告」という。)を理事会に行わなければならないにもかかわらず、業務執行報告が全く行われていなかった。</p> <p>については、理事長は、理事会に対し適切に業務執行報告を行うこと。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するようにする。」と</p>	指摘に沿った改善を行う。

	<p>回答しているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>おって、業務執行報告は、理事会への報告の省略によることはできず、理事会を開催の上報告しなければならないので留意すること。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用する 一般法人法第98条)</p> <p>(法第45条の16第3項)(定款第17条第3項)</p>	
7	<p>監査報告書について、監事の監査の方法及びその内容その他法定の記載事項が正しく記載されているとは言い難いものとなっていた。</p> <p>ついては、「監事の監査報告書の様式例について(平成30年4月27日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)」別紙1を参考に、監査報告書の内容の見直しを図ること。</p> <p>(法第45条の18第1項)(規則第2条の27)</p>	指摘に沿った改善を行う。
8	<p>事務全般において文書による決裁手続を行っていないため、印章の押印が必要な書類において必要な照合が行われていなかった。</p> <p>ついては、理事会等の開催決定に係る決裁、契約同等に係る決裁その他事務の執行に係る決裁は文書により行うこととし、印章の押印が必要なものについては、決裁済の書類を添えて印章管理者又は印章取扱者の照合を受けて押印を行うこと。</p> <p>(印章管理規程第7条)</p>	指摘に沿った改善を行う。
9	<p>貸借対照表のその他の積立金(大区分)にその他の積立金(中区分)500,000円が計上されていたが、積立の目的を示す名称になっていなかった。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産が、流動資産(定期預金500,000円)に計上されていた。</p> <p>ついては、積立金を計上する際は、積立の目的を示す名称を付すとともに、積立金に対応する積立資産は、積立金との対応関係が明確となる名称を付すこと。</p> <p>また、積立金に対応する積立資産は固定資産として整理し、貸借対照表のその他の固定資産(大区分)の中区分に適切な名称を付した積立資産として計上すること。</p> <p>なお、本件指摘は前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「指導に従い、積立の目的を示す名称を付した科目を記載し、勘定科目名と金額を一致させることとする。」と回答しているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い19)</p>	指摘に沿った改善を行う。理事の選任手続が完了次第、職員給与改善のための積立金とする方向で理事会で協議する予定。

	(経理規程第11条別表1、第39条第1項)	
10	<p>月次試算表について、理事長への報告が遅延している月があった。</p> <p>については、会計責任者は拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に報告すること。</p> <p>なお、本件指摘は過去にも同様の文書指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第32条第1項)</p>	指摘に沿った改善を行う。